

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正案
に寄せられたご意見と当協会の考え方

平成 22 年 1 月 21 日
社団法人 投資信託協会

No	ご意見の内容	当協会の考え方
株式併合を行った株式の評価値（委員会決議第 1 5（1）②）		
1	2 株を 1 株に併合した場合の併合比率を 2 とするとなっていますが、これをそのまま（1）の（株式併合前最終値－当期予想配当金）÷併合比率の式に当てはめると、併合後の株式の評価が併合前の評価より下がることとなりますので確認を願います。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。

（貴重なご意見を頂き有難うございました。）